

元本確保型 <生命保険>

第一のつみたて年金(5年)

有期利率保証型確定拠出年金保険

商品提供会社：第一生命保険株式会社

運用商品の種類

利率保証型積立生命年金保険

確定拠出年金法における元本確保型運用商品です\*

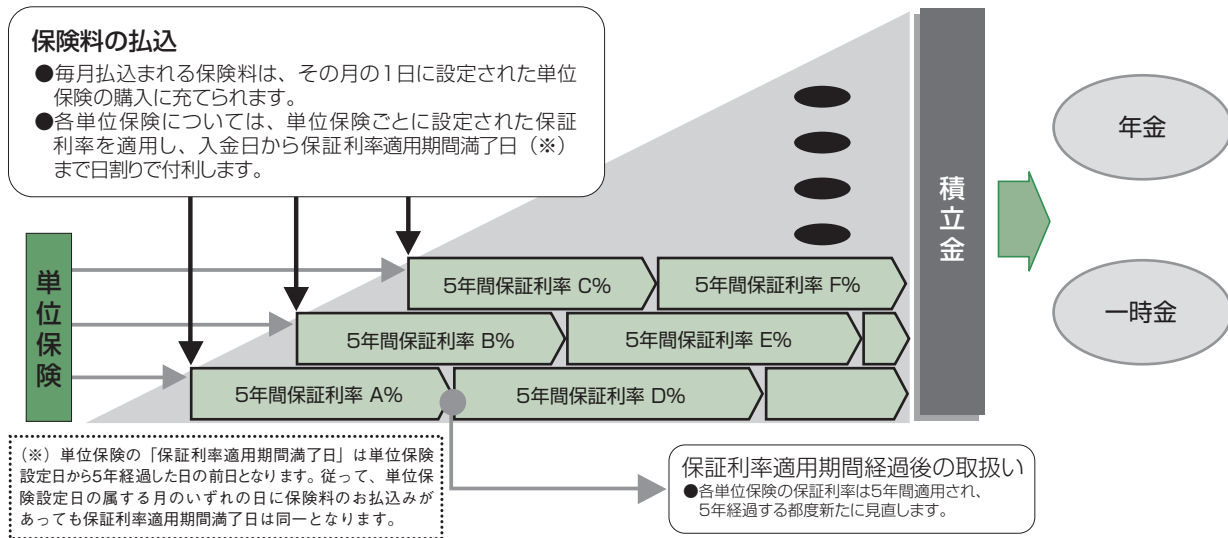
※保証利率適用期間(5年)途中でスイッチング(預け替え)を行った場合、その時の市場金利、保証利率等に応じた所定の金額が解約する持ち分より控除されることがあり、これにより元本(払込保険料)を下回る可能性があります。また、給付金の受取方法として終身年金をご選択された場合で、保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の受取総額は、元本(年金原資)を下回ることがあります(保証期間経過後に「亡くなられた場合」の受取総額も、受取期間によっては元本(年金原資)を下回ることがあります)。

1 運用商品の特色

基本的性格

- ◆確定拠出年金法に定められる「元本確保型商品」です。
- ◆毎月1日に設定される基本の単位保険(以降、単位保険)から構成され、設定時の保証利率を5年間保証します。
- ◆保証利率は、残存期間5年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに毎月設定します。
- ◆保証利率適用期間途中のスイッチング(預け替え)は、各単位保険設定日(更新日)から、その翌月末までに行う場合および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間に行う場合を除き、その時の市場金利、保証利率、残存期間等に応じた所定の金額が解約する持ち分より控除されることがあり、これにより元本(払込保険料)を下回る可能性があります。

商品の仕組み



## 保険の種類

- ・利率保証型積立生命年金保険

## 拠出単位 / 拠出限度額

- ・拠出金額は1円以上、1円単位です。
- ・毎月の保険料は、確定拠出年金制度上の拠出限度内であれば自由に設定できます。  
(払込の一時中断も可能です。)
- ・他商品からのスイッチング(預け替え)についても、金額の制限はありません。

## 保険期間

- ・保険料の払込開始時から給付の終了時まで。

## 利率の設定 / 適用

### 《積立期間中》

- ・残存期間5年の国債の利回りを参考指標として、単位保険ごとに設定します。
- ・第一生命が保険料を受領した日から保証利率適用期間終了時まで付利し、途中で変更されることはありません。

### 《年金開始後》

- ・年金支払開始時に設定します。設定した保証利率は変更いたしません。
- ※提示する保証利率は契約維持等に関わる諸手数料を予め差引いた後の実質利率になります。
- ※分割払年金につきましては、給付開始後も積立期間中と同様の方法で保証利率を設定・適用します。  
なお、受取の際には解約時と同様、その時の市場金利等に  
応じた所定の金額が控除される場合があります。

## 保証利率適用期間

### 《積立期間中》

- ・5年間(以降5年ごと見直し)

### 《年金開始後》

- ・分割払年金を除き、年金支払期間中、適用される利率を保証します。

## 保証利率適用期間終了時の取扱い

- ・各単位保険の保証利率は5年間適用され、5年経過する都度新たに見直します。
- ・新たに適用される保証利率は、次の保証利率適用期間終了時まで保証されます。

## 持ち分の計算方法

- ・個人ごとの持ち分は、各単位保険の持ち分の合計になります。
- ・各単位保険の持ち分は、「 $\text{口数} \times \text{口価格}$ 」により算出されます。
- ・口数は、「 $\text{購入金額} \div \text{購入時点の口価格}$ 」により算出されます。
- ・口価格は払込まれた保険料に、適用される保証利率相当分を加えて計算されます。保証利率は日割りで付利しますので、口価格は日々変動します。
- ・口価格は毎月の単位保険設定日(毎月1日)に1円から始まり、日々の保証利率を口価格に反映させます。
- ・解約控除が適用される場合、控除後の金額が持ち分になります。

## 中途退職時等の取扱い

- ・転職やご加入のプランの終了などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、解約扱いとせず、移換金として積立金額をそのまま全額移換します。詳細は次章の「スイッチング(預け替え)時などの取扱い」をご確認ください。

## 配当金

- ・この保険商品は配当付の商品です。配当金は毎年の決算により生じた剰余金からお支払するもので、決算の内容によっては支払われないこともあります。

## 運用勘定

- ・一般勘定で運用されます

## 2 スイッチング(預け替え)時などの取扱い

- ◆保証利率適用期間途中に、個人ごとの持ち分の全部または一部を解約してスイッチング(預け替え)を行う場合、その時の市場金利と残存期間等に応じて所定の解約控除が適用されることがあります。
- ◆適用される解約控除額がそれまでの運用利息相当額を上回り、結果として支払金額が元本を下回ることがあります。
- ◆単位保険設定日(更新日)からその翌月末までの解約、および保証利率適用期間終了直前の1ヶ月間の解約については、該当する単位保険への解約控除の適用はありません。
- ◆解約控除の適用の有無およびその金額については、解約請求時点の市場金利・適用している保証利率、残存期間等により異なります。実際にお受取になれる金額等については、アンサーネット・アンサーセンターでご確認下さい。
- ◆転職や退職、ご加入のプランの終了などにより、個人型年金や他の企業型年金へ積立金を移換する場合には、解約扱いとせず、移換金として積立金額をそのまま全額移換します。
- ◆生命年金(確定年金、終身年金)への移行、または年金に代えて一時金をお受取になる場合についても、解約控除はありません。

給付の取扱い	受取(払出)方法	解約控除の有無
老齢給付金	確定年金、終身年金	なし
	分割払年金	解約控除がかかる場合があります。
	一時金	なし
障害給付金	確定年金、終身年金	なし
	分割払年金	解約控除がかかる場合があります。
	一時金	なし
死亡一時金	一時金	なし
脱退一時金	一時金	なし
個人別管理資産の移換(転職・退職)	一時金	なし
スイッチング(預け替え)	一時金	解約控除がかかる場合があります。

※分割払年金とは、確定年金、終身年金に移行せず、単位保険を売却しながら受取る年金のことです。

### 3 給付金の受取方法

- ◆給付金の受取方法は、「年金(確定年金、終身年金、分割払年金)」「一時金」があります。
- ◆選択可能な受取方法はご加入の制度内容ごとに異なります。詳しくはご加入の規約にてお確かめください。

#### 1. 年金での受取

- ・年金は、確定年金、終身年金、分割払年金から選択できます。
- ・確定年金・終身年金を選択する場合、確定年金・終身年金の元本(年金原資)には、当商品の積立金だけでなく他の運用商品の資産も合わせて充当されます。例えば、分割受取を選択される方が、当商品と他の運用商品を保有し、一部資産を確定年金・終身年金の元本(年金原資)とする場合は、当商品の積立金だけでなく他の運用商品の資産も合わせて均等に按分し充当されます。
- ・確定年金または終身年金の元本(年金原資)に充当されると、単位保険による運用は終了します。
- ・「一時金受取への変更」は、年金開始から5年経過以降に取扱い可能です。(終身年金の場合は、保証期間中に限ります。)

##### ■確定年金



5・10・15・20年

- ・受取期間中、定額の年金を受取ることができます。受取期間は5年・10年・15年・20年から選択できます。
- ・年金額は、充当する積立金を元本として、受取期間・年金開始後利率に基づき算出されます。
- ・受取期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの受取期間に対応する年金の現価になります。なお、確定年金はこの一時金受取をもって終了します。
- ・スイッチング(預け替え)はできません。\*2

##### ■終身年金



5・10・15・20年

- ・ご本人が生存されている限り定額の年金をお受取になれます。保証期間は、5年・10年・15年・20年から選択できます。
- ・年金額は、充当する積立金を元本として、保証期間・年金開始後利率・性別・年金開始年齢に基づき算出されます。
- ・保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の一時金額は、残りの保証期間に対応する年金の現価になります。なお、終身年金はこの一時金受取をもって終了し、保証期間が経過した以降の年金はお支払いいたしません。
- ・スイッチング(預け替え)はできません。\*2

終身年金を選択された場合、ご本人様が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお受取いただけますが、保証期間中に「亡くなられた場合」または「一時金受取に変更した場合」の受取総額(年金受取総額と一時金額の合計)は、元本(年金原資)を下回ることがあります。例えば年金開始後利率0.05%・男性・年金開始年齢60歳の場合、「亡くなられた場合」の受取総額は、保証期間5年の場合は元本の約19%に、保証期間20年の場合は約69%になります。また「一時金受取に変更した場合」の受取総額は、保証期間10年の場合は元本の約37%に、保証期間20年の場合は約69%になります。(保証期間5年の場合、一時金受取に変更できません。)  
また、保証期間経過後に「亡くなられた場合」の受取総額も、受取期間によっては元本(年金原資)を下回ることがあります。

\*1  
生命年金

- \*1 生命年金とは年金開始時の残高をもとに、年齢、性別、保険会社が定める利率、保証期間等によって、一定の支給額を保証する受取方法です。給付額は保険会社が算定します。
- \*2 年金開始後において、確定拠出年金法施行規則第4条(給付の額の算定方法)の規定(個人別管理資産額が減少となったことにより、当初の計画通りに年金を受取ることが困難となった場合)に該当する場合を除いて、年金選択後のスイッチング(預け替え)はできません。

##### ■分割払年金



5・10・15・20年

- ・年金受取開始後も保険料積立段階と同様の方法で運用を継続しながら積立金を一定期間(5年・10年・15年・20年)分割でお受取になれます。年金受取期間中でもスイッチング(預け替え)可能な商品間でスイッチング(預け替え)ができます。
- ・年金額は、充当する積立金試算額をもとに、分割期間、分割割合等に基づき算出されます。
- ・受取期間中に「亡くなられた場合」は、残りの積立金を、「一時金受取に変更した場合」は、残りの積立金に基づき算出した額をお受取になれます。なお、分割払年金はこれらの受取をもって終了します。
- ・年金受取時および一時金受取時(ただし死亡一時金を除く)には、受取時の市場金利、残存期間等に応じた所定の金額が控除されることがあります。

#### 2. 一時金でのお受取り

- ・「亡くなられた場合」や「年金請求時に年金の支払に代えて一時金受取を選択する場合」は、一時金で受取ることができます。
- ・この場合、解約時の控除はなく、積立金をそのまま全額受取ることができます。

(年金受取開始後の一時金の取扱いについては、上記の[年金での受取]を参照ください。)

## 4 お取引メモ

- ◆運用は、掛金・移換金による運用商品の購入およびスイッチング(預け替え)によって行います。
- ◆運用の指図は、アンサーネット(Webサービス)、アンサーセンター(コールセンター)から行うことができます。

### スイッチング(預け替え)

スイッチングでは、保有運用商品の全部または一部を解約(換金)し、その代金で他の運用商品を購入します。したがって、運用の指示は解約(換金)と購入を同時に行います。解約(換金)のみの指示はできません。

### 一部解約について

当運用商品では、払込まれた保険料はその月に設定される単位保険の購入に充てられます。一部解約を行う際には、各単位保険を選択して解約数量を個別に指定する方法と解約総数量のみ指定する方法の2通りがあります。解約総数量のみ指定した場合は、最も設定日の古い単位保険から順に解約することになります。

### 〈購入時(保険料払込時)〉

適用される保証利率	保険料の払込通知日の翌日の保証利率
責任開始日	保険料の払込通知日の翌日
手数料	なし

### 〈解約時(換金時)〉

手数料	なし
税金	確定拠出年金制度においては、解約時(換金時)に発生した利益に対する所得税・地方税の課税はありません
返れい金の支払	払出通知日から起算して原則4営業日目

### 保険料の払込通知日・払出通知日

原則下記のとおりとなります。

#### 掛金・移換金による購入(保険料払込)

資産管理機関への入金日の前日の24時までには受付けた運用指図について、払込通知日は翌営業日となります。

\*個人型では、国民年金基金連合会より委託を受けた事務委託先金融機関に入金後、国民年金基金連合会の定めに従い所定の日に保険料の払込通知が行われ、その日が保険料払込通知日となります。

#### スイッチング(預け替え)

##### ●解約(換金)

毎営業日の24時までには受付けた運用指図について、払出通知日は翌営業日となります。

\*保険会社は、この払出通知日を基準に返れい金を計算します。

##### ●購入(保険料払込)

運用指図は解約(換金)と同時に行いますが、払込通知日は解約(換金)代金の資産管理機関または国民年金基金連合会から委託を受けた事務委託先金融機関への入金日となります。

## 5 生命保険の保護のしくみ

- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金および給付金等の削減などご契約にあたってお約束した契約条件が変更されることがあります。また、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約にあたってお約束した条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。(問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 電話03(3286)2820

## 6 ご留意いただきたい事項

- ◆この保険の加入にあたって詐欺があった場合、第一生命は加入を取り消すことがあります。この場合は、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。なお、契約者による契約の全部について詐欺があった場合は契約の全部を取り消すことがあります。
- ◆給付金を詐取する目的での事故招致、請求詐欺(未遂を含みます)等、加入の継続を困難とする重大な事由が生じた場合には、第一生命は、将来に向かってその加入者に関する部分を解除することがあります。この場合のお支払に際しては所定の解約控除が適用されることがあり、支払金額が元本を下回ることがあります。なお、契約者によって同等の事由が生じた場合には、契約の全部を解除することがあります。
- ◆生命保険会社は、物価の高騰その他の著しい経済変動などこの契約締結の際に予見しえない事情の変更または法令等の改正により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めによることにより主務官庁に届け出たうえで、約款条項の一部を変更し、または保険料、解約返れい金および責任準備金の計算の基礎を変更することがあります。ただし、基本の単位保険に適用されている保証利率は、保証利率適用期間中は引き下げいたしません。ご契約の保険料、解約返れい金および責任準備金の計算の基礎を変更するときは、変更日の2ヶ月前までに契約者にその旨を通知します。※上記の契約者とは、資産管理機関を指します。

■当保険商品は生命保険契約者保護機構による補償対象商品です。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者の皆さまに対して、当商品の内容をご説明するために作成したものであり、当該保険商品の勧誘を目的とするものではありません。

■当資料は、運営管理機関(損保ジャパンDC証券)が信頼できると判断した諸データに基づいて作成しました。